

## 規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「機関」の下に「及び第百八十八条に定める職」を加える。

第七条第一項中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、「契約局長」の下に「、県民共生局長」を加える。

第八条中「総合調整幹」を「広報戦略幹、統括参事、デジタル政策幹」に、「及び次世代産業幹」を「、次世代産業幹及び経済対策幹」に改める。

第九条第一項中「、副総合調整幹」を削る。

第十二条第二項中「総合調整幹」を「統括参事」に改め、同条第三項第一号中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、「契約局長」の下に「、県民共生局長」を加える。

別表第二第九号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄2中「を定める」を「の制定又は改廃（軽易な事項に係るものを除く。）を行う」に改める。

別表第四企画財政部の表改革推進課の項機関名の欄中「イ事務課」を「イ県民共生局」に改め、同項知事決裁事項の欄中2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第百五十条第一項の規定に基づき、財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定めること。

別表第四企画財政部の表情報システム課の項機関名の欄中「イ事務課」を「イ情報システム課」に改める。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第五号を次のように改める。

五 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の施行に関する事務		市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条第八項の規定に基づき、同条第七項の規定による市町村建設計画の変更について協議を受けること。
--	--	---

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第六号知事決裁事項の欄中2を削り、3を2とし、同号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第六条第七項の規定に基づき、同条第六項の規定による合併市町村基本計画の変更について協議を受けること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項に次の一号を加える。

<p>八 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第三条第三項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合（以下この項において「組合」という。）を認定すること。</p> <p>2 法第九条第二項の規定に基づき、組合の認定を取り消すこと。</p> <p>3 法第十三条第一項の規定に基づき、組合に対し、法第三条第三項各号の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>4 法第十三条第二項の規定に基づき、組合に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>5 法第十四条第一項の規定に基づき、組合に対し、事業の全部又は一部の停止を命ずること。</p>
---	--	---

別表第四総務部の表機関名の項中「藤」の下に「Y」を加え、同表に次のように加える。

<p>幹 地方自治法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第一百五十二条第四項の規定に基づき、報告書を作成すること。</p> <p>2 法第一百五十二条第五項の規定に基づき、報告書を監査</p>	
---	--	--

委員の審査に付すること。	3 法第五十条第六項の規定に基づき、監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出すること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号知事決裁事項の欄中11を18とし、同欄10中「11」を「18」に改め、同欄10を同欄17とし、同欄9を同欄16とし、同欄8中「指示する」を「命ずる」に改め、同欄8を同欄15とし、同欄7を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 法第四十五条第一項の規定に基づき、住民に対し、協力を要請すること。  
14 法第四十五条第二項の規定に基づき、施設管理者等に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請すること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号知事決裁事項の欄中6を11とし、5の次に次のように加える。

6 法第二十四条第九項の規定に基づき、公私の団体又は個人に対し、協力の要請をすること。

7 法第三十一条の四第六項の規定に基づき、同条第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請すること。

8 法第三十一条の六第一項の規定に基づき、措置を講ずる必要があると認められる業態に属する事業を行う者に対し、まん延を防止するために必要な措置を講ずるよう要請すること。

9 法第三十一条の六第二項の規定に基づき、住民に対し、協力を要請すること。  
10 法第三十一条の六第三項の規定に基づき、措置を講ずる必要があると認められる業態に属する事業を行う者に対し、同条第一項の規定による要請に係る措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号部長専決事項の欄1中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同欄に次のように加える。

3 法第七十二条第一項の規定に基づき、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ

他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

- 4 法第七十二条第二項の規定に基づき、必要な報告を求め、又はその職員に、施設若しくは営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第四号部長専決事項の欄7及び9中「第五十条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同表高齢者福祉課の項第一号部長専決事項の欄3中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄4中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改める。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄中2を5とし、1の次に次のように加える。

- 2 法第十六条の二第二項の規定に基づき、同条第一項に定める措置の実施に協力するよう勧告すること。

- 3 法第十六条の二第三項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。

- 4 法第二十二条の三（第二十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の三の規定に基づき、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うこと。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄1中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項」に改め、「医師」の下に「、医療機関」を、「医療関係者」の下に「又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同項第三号知事決裁事項の欄中10を削り、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

- 8 法第三十一条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第三号知事決裁事項の欄11中「第四十九条第二項」を「第四十九条」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同表食品安全課の項第一号部長専決事項の欄4中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄5中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同欄6中「第六十三条」を「第六十九条」に改め、同欄7中「第六十四条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同欄8中「第六十五条」を「第七十一条」に改め、同表薬務課の項第一号部長専決事項の欄1中「7から10まで」を「9から13まで」に、「15」を「18」に、「採る」を「とる」に改め、同欄2中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同欄5中「15」を「18」

に改め、同欄中22を27とし、17から21までを22から26までとし、同欄16中「医療機器又は体外診断用医薬品」を「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器」に、「第八十条第三項第三号」を「第八十条第二項第三号及び同条第三項第三号」に改め、同欄16を同欄21とし、同欄15を同欄18とし、その次に次のように加える。

19 法第七十五条第四項の規定に基づき、地域連携薬局の認定を取り消すこと。

20 法第七十五条第五項の規定に基づき、専門医療機関連携薬局の認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表業務課の項第一号部長専決事項の欄中14を17とし、13を16とし、同欄12中「13及び14」を「16及び17」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄中11を14とし、10を13とし、同欄9中「第六十八条」を「第六十六条第一項又は第六十八条」に改め、「中止」の下に「、その行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示」を加え、「採る」を「とる」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8中「採る」を「とる」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7中「採る」を「とる」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄6を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 法第七十二条の二第三項の規定に基づき、地域連携薬局等の開設者に対し、その業務を行う体制を整備することを命ずること。

9 法第七十二条の二の二の規定に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、配置販売業者又は医療機器の修理業者に対し、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するための措置が不十分であると認める場合において、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第四保健医療部の表業務課の項第一号部長専決事項の欄5中「15」を「18」に改め、その次に次のように加える。

6 法第七十二条第五項の規定に基づき、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（8において「地域連携薬局等」という。）の開設者に対し、その構造設備が厚生労働省令で定める基準に適合しない場合において、当該構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第四号及び第五号を削り、同表雇用労働課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

課	雇用の分野にお	雇用の分野における男女の均等
---	---------	----------------

<p>進ける男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に関する事務</p>		<p>な機会及び待遇の確保等に関する法律第四条第四項の規定に基づき、男女雇用機会均等対策基本方針に關して厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
--	--	--

別表第四農林部の表畜産安全課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同表生産振興課の項第六号知事決裁事項の欄1中「第六十五条第七項」を「第百十九条第七項」に改め、「制定」の下に「又は改廃」を加え、同欄2中「第百三十一条第二項」を「第百七十二条第二項」に改め、同欄3中「第百三十二条」を「第百七十三条」に、「第百条」を「第百四十四条第一項」に、「解任する」を「罷免する」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第六十七条第一項又は第二項において準用する法第六十四条第八項の規定に基づき、内水面漁場計画を定め、又は変更すること。</li> <li>2 法第六十九条第一項の規定に基づき、漁業の免許をすること。</li> <li>3 法第七十二条第六項の規定に基づき、漁業権共有の請求を認可すること。</li> <li>4 法第七十五条第二項の規定に基づき、漁業権の存続期間について、同条第一項の期間より短い期間を定めること。</li> <li>5 法第七十六条第一項の規定に基づき、漁業権の分割又は変更の免許をすること。</li> <li>6 法第七十八条第二項の規定に基づき、抵当権の設定を認可すること。</li> <li>7 法第七十九条第一項の規定に基づき、漁業権の移転を認可すること。</li> <li>8 法第八十六条第一項の規定に基づき、漁業権に条件を付けること。</li> <li>9 法第八十九条第一項の規定に基づき、漁業権を取り消すこと。</li> <li>10 法第九十二条第一項又は第二項の規定に基づき、漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。</li> <li>11 法第九十三条第一項及び第二項の規定に基づき、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命じ、及び内水面漁場計画を変更すること。</li> <li>12 法第九十四条の規定に基づき、免許を取り消すこと。</li> </ol>
--

- 13 法第六十六条第七項又は第九項の規定に基づき、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更又は廃止を認可すること。
- 14 法第六十九条第一項及び第二項の規定に基づき、水産動植物の増殖計画を定め、増殖すべきことを命じ、又は漁業権を取り消すこと。
- 15 法第七十条第一項、第三項、第六項又は第七項の規定に基づき、遊漁規則の制定及び変更を認可し、これを公示し、又は遊漁規則の変更を命ずること。
- 16 法第七十七条第十四項において準用する同条第三項の規定に基づき、補償金額を決定すること。
- 17 法第七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定に基づき、補償金額の全部又は一部を負担させること。
- 18 1 から3まで、5 から12まで及び14 から17までに掲げる事項について、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこと。

別表第四農林部の表生産振興課の項第七号知事決裁事項の欄中「第四条第七項及び第八項」を「第四条第六項及び第七項」に、「の採捕制限等」を「に有害な物の遺棄の制限等」に改め、「制定」の下に「又は改廃」を加え、同号部長専決事項の欄1中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄2中「第十五条の第二項」を「第十九条第一項」に改め、同欄3中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄4中「第十七条第五項」を「第二十一条第五項」に改め、同項第八号部長専決事項の欄8を削り、同表森づくり課の項第二号部長専決事項の欄14を削り、同欄13中「総会の招集手続、議決の方法又は選挙に係る議決」を「総会の決議」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄中12を14とし、9 から11までを11から13までとし、8を9とし、その次に次のように加える。

10 法第八十八条の十三第二項の規定に基づき、出資組合又は出資連合会の新設分割を認可すること。

別表第四農林部の表森づくり課の項第二号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第八十八条の三第二項の規定に基づき、出資組合の吸収分割を認可すること。

別表第四農林部の表森づくり課の項に次の一号を加える。

十 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）	1 法第十九条第一項の規定に基づき、経営管理権集積計画の確知所 有者不同意森林について、裁定を
-------------------------	--

以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

すること。

2 法第二十七条第一項の規定に基づき、経営管理権集積計画の所有者不明森林について、裁定をすること。

3 法第四十八条第一項の規定に基づき、市町村の事務の全部又は一部を管理し、及び執行することに  
ついて市町村に協議し、その同意を求めること。

別表第四農林部の表農村整備課の項に次の一号を加える。

四 防災重点農業  
用ため池に係る  
防災工事等の推  
進に関する特別  
措置法（令和二  
年法律第五十六  
号。以下この項  
において「法」  
という。）の施  
行に関する事務

1 法第四条第一項又は第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、防災重点農業用ため池を指定し、又は解除すること。

2 法第五条第一項の規定に基づき、防災工事等推進計画を定めること。

3 法第五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に協議すること。

4 法第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防災工事等推進計画を公表し、及び農林水産大臣に提出すること。

別表第四県土整備部の表道路街路課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表道路環境課の項第一号知事決裁事項の欄中9を10とし、4から8までを5から9までとし、3の次に次のように加える。

4 法第十七条第七項の規定に基づき、県管理の国道若しくは県道の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は県道の災害復旧に関する工事について、国土交通大臣に要請すること。



別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄中23を25とし、18から22までを20から24までとし、17の次に次のように加える。

18 法第四十八条の二十二第一項の規定に基づき、歩行者利便増進改築等について協議を受け、同意すること。

19 法第四十八条の二十三第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、市町村長及び学識経験者の意見を聴き、公募占有指針を定め、又はこれを変更し、及びこれを公示すること。

別表第四県土整備部の表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

26 法第七十六条第二項の規定に基づき、自動運行補助施設の設置状況について国土交通大臣に報告すること。

別表第四県土整備部の表水辺再生課の項機関名の欄中「水辺再生課」を「河川緑地課」に改める。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄25中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改め、同欄中98を100とし、53から97までを55から99までとし、52の次に次のように加える。

53 法第六十条の二の二第一項第二号の規定に基づき、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の特例に関する許可をすること。

54 法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づき、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの特例に関する許可をすること。

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第四保健医療部の表食品安全課の項第一号の改正規定は同年六月一日から、同表業務課の項の改正規定（同項第一号部長専決事項の欄2の改正規定を除く。）は同年八月一日から施行する。